

消費生活センターだより

令和
7年度

発行：茂原市消費生活センター（生活課）

☎0475-20-1505

消費生活のご相談は

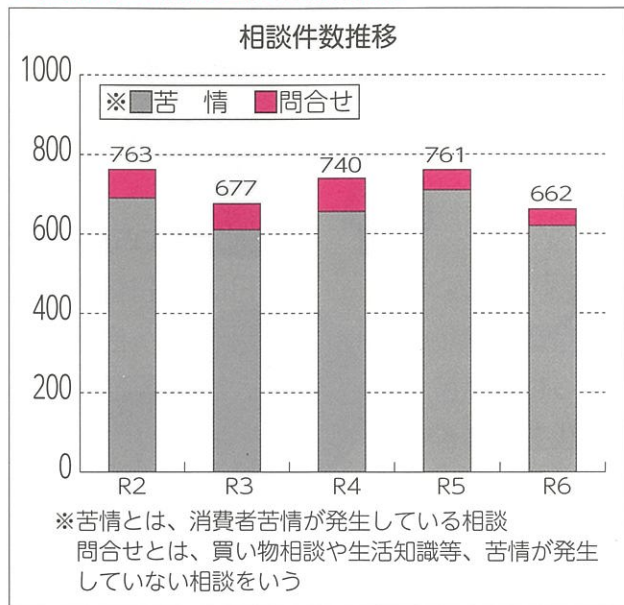
☎0475-20-1101

（月～金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00）

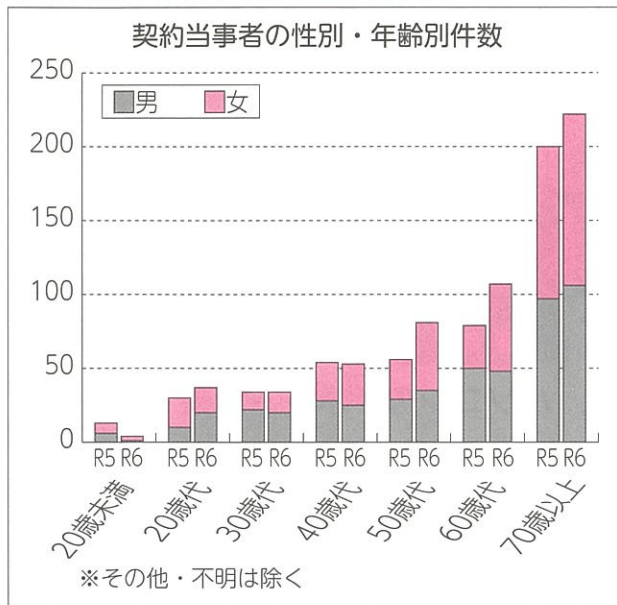
令和6年度 消費生活相談の概要

相談件数 662件（前年度比99件減）

◎茂原市の消費生活相談件数



◎年代別にみた契約当事者割合



◎相談が多い商品・サービス

順位	商品・役務（サービス）	主な相談内容
1位	役務その他	給湯器の点検や訪問買い取り・パソコンのウイルス感染に関する相談など
2位	商品一般	不審な荷物や不審な電話・架空請求に関する相談など
3位	定期購入	インターネット通販での化粧品・サプリ等の契約など
4位	工事・建築・加工	屋根・外壁塗装・トイレ等の住宅リフォームに関するトラブルなど
5位	融資サービス	サラ金やクレジットカードの利用による多重債務相談など

消費生活センターでは、平日毎日、相談を受付けています。令和6年度は、点検を持ちかける突然の電話や、訪問した業者が消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口、不用品買取のはずが売るつもりのない貴金属を買い取られたなど、在宅時の突然の訪問勧誘や電話勧誘の相談が多く寄せられました。また、SMSによる宅配業者を装う不在通知や、携帯電話会社などをかたった身に覚えのない未納料金請求、ネット通販による化粧品・サプリ等の定期購入の相談も依然として多く、注意が必要です。

年代別では、70歳代以上の方からの相談が約4割を占めています。また、20歳未満の方では、オンラインゲームの課金、20歳代ではSNSが絡んだ副業や投資話、美容医療に関する契約トラブルが目立ちました。

センターでは、契約者本人ではなく周りの方からご相談をいただくこともあります。消費者被害を防止するため家族や地域で見守っていただきたいと思います。

高齢者とその周りの方に気を付けて欲しい 消費者トラブル10選

1. 屋根や外壁、水回りなどの**住宅修理**
2. 保険金で住宅修理できると勧誘する
保険金の申請サポート
3. **インターネットや電話、電力・ガスの契約切替**
4. **スマホ**のトラブル
5. 健康食品や化粧品、医薬品などの**定期購入**
6. パソコンの**サポート詐欺**
7. **架空請求、偽メール・偽SMS**
8. 在宅時の突然の**訪問勧誘、電話勧誘**
9. **不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘**
10. 便利でも注意**インターネット通販**



※消費者トラブル10選は、全国の消費生活センターに寄せられた相談やこれまでの公表資料などから、高齢者と高齢者を見守る方々に向けて、特に気を付けてほしい消費者トラブルです。

◎茂原市消費生活センターより

消費者トラブルは他人ごとではありません。日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておきましょう。

消費生活センターへは、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することが出来ます。被害の拡大を防ぐために、身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、家族などまわりの方が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気付くことがとても重要です。不審な電話や訪問を受けた時の対応、どこに相談したらよいかなどについて、話し合っておきましょう。

契約について不安に思ったりトラブルにあった場合は、できるだけ早く消費生活センターにご相談ください

「出前講座」をご利用ください <無料>

消費生活センターでは、職員出前講座のメニューの1つとして“かしこい消費者づくり”をテーマに、講師（消費生活相談員）を派遣します。最新の悪質商法の手口や対処法について事例を交えながらお話しします。

自治会など地域の集まりや各種団体・グループでのイベントがございましたら、是非、ご利用ください。

- ・ **対 象** 市内在住・在勤・在学の10人以上の団体など
- ・ **開催日時** 午前10時から午後9時までの2時間以内
(ただし、土曜日・日曜日・祝日は午後5時まで。年末年始は除く。)
- ・ **会 場** 会場はご用意ください

【申し込み方法】

- ・ 希望日の20日前までに、申込書を生涯学習課に提出してください
- ・ 政治・宗教活動または営利目的や個別の相談、要望は受付できません
出前講座の ご相談・問い合わせは、生活課（電話0475-20-1505）
お申込みは生涯学習課（電話0475-20-1559）まで



茂原市消費生活推進員に登録しませんか

消費生活に関する情報を身近な人々に伝えるなど、消費生活センターの活動を応援していただく「消費生活推進員」を募集します。ご自分のできる範囲で活動していただくボランティアです。

登録制で、登録いただいた方には、消費生活センターから消費生活に関する情報等をお送りします。是非、ご登録ください。

- ・ **活動内容** 研修会等への参加、まわりの方への周知啓発、市への情報提供など
- ・ **登録資格** 市内に住所を有する満18歳以上の方
市内に事業所を有する事業者
市内に住所を有する者により組織する団体
- ・ **登録期間** 令和8年4月30日まで
- ・ **登録方法** 所定の申込書に必要事項を記入の上、消費生活センターにお申込みください。
※随時受付 詳しくはお問い合わせください

『消費生活相談員』資格試験にチャレンジしませんか？

消費生活センターでは、消費生活相談員が、契約トラブルや多重債務など、地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

消費生活相談員資格試験（国家資格）は、消費者安全法に基づき、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的に、内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関が実施します。資格認定試験は、毎年全国各地で行われます。

消費者トラブルが起きたら、できるだけ早く 消費生活センターに相談を

消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくといものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといでしょう。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

茂原市消費生活センター「**0475-20-1101**」におかけください。または局番なしの「**188 (イヤヤ)**」におかけいただいても、茂原市消費生活センターにつながります。（お住まいの郵便番号をご入力ください。）

Q4 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

Q5 誰でも相談できますか？

茂原市にお住まいの方に限ります。
トラブルの詳細をお聞きますので、**原則契約されたご本人から**ご連絡ください。

なお、他の市町村にお住まいの方や事業者の方からのご相談はお受けできません。



茂原市消費生活センター 茂原市役所 2階 生活課内

電話 **0475-20-1101**

相談日：月～金(休日・年末年始を除く)

相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後4時まで